

第 2 5 4 回 東 京 都 都 市 計 画 審 議 会

議 案 ・ 資 料 別 冊

意 見 書 の 要 旨

令 和 8 年 9 月

東 京 都

目 次

議 事 日 程	議 題				ペー ジ
	議 題 番 号	内 容		名 称 等	
日 程 第 4	議 第 7734 号	東京都市計画道路	変更	幹線街路補助線街路第74号線	1
	議 第 7735 号	東京都市計画道路	変更	幹線街路補助線街路第170号線	
	議 第 7738 号	八王子都市計画道路	変更	幹線街路 3 ・ 3 ・ 13号下柚木片倉線	2

意見書の要旨

〔議第 7734 号・議第 7735 号〕

東京都市計画道路の変更に係る都市計画の案を令和 8 年 6 月 9 日から 2 週間公衆の縦覧に供したところ、都市計画法第 21 条第 2 項において準用する同法第 17 条第 2 項の規定により、3 通（3 名）の意見書の提出があった。その意見書の要旨は次のとおりである。

名 称	意 見 書 の 要 旨	東 京 都 の 見 解
東京都市計画道路幹線街路補助線街路第 74 号線 東京都市計画道路幹線街路補助線街路第 170 号線	I 賛成意見に関するもの 3 通（3 名） 1 都市計画に関する意見 （1）過去の計画にとらわれず、現在の状況に即した計画へ変更することに賛成する。今後も不要なデッキを建設しないなど計画してほしい。 （2）人口減、交通量減を精査し、幅員 20 メートルの計画を 15 メートルに変更することに賛成する。 （3）現在の道路の広さが安全かつ円滑な交通が確保されていることを確認し、変更する判断をしたことに賛成する。これからも「いらない計画」は変更してほしい。 II 反対意見に関するもの なし III その他の意見 なし	I 賛成意見に関するもの 1 都市計画に関する意見 （1）～（3）本路線については、都道における道路構造の技術的基準に関する条例（平成 24 年東京都条例第 147 号）等に基づく現道幅員や地域の実情を踏まえた評価を行った結果、安全かつ円滑な交通が確保されていることを確認した上で、一部区間を現道合わせとする都市計画変更を行うこととしている。 II 反対意見に関するもの なし III その他の意見 なし

意見書の要旨

[議第 7738 号]

八王子都市計画道路の変更に係る都市計画の案を令和 8 年 6 月 9 日から 2 週間公衆の縦覧に供したところ、都市計画法第 21 条第 2 項において準用する同法第 17 条第 2 項の規定により、87 通（167 名 4 団体）の意見書の提出があった。その意見書の要旨は次のとおりである。

名 称	意 見 書 の 要 旨	東 京 都 の 見 解
八王子都市計画 道路幹線街路 3 ・ 3 ・ 13 号下柚 木片倉線	I 賛成意見に関するもの 62 通（139 名 4 団体） 1 都市計画に関する意見 （1）北野街道の都市計画決定・事業化を心待ちにしていた。都市計画変更案に大賛成である。 （2）北野街道は、道路幅も狭く歩車道の分離がされていない区間があり、危険な状態にある。また、朝夕は著しい交通渋滞が発生しており、緊急車両の通過もできない状況である。今回の変更は交通の円滑性の確保と安全確保が見込まれるので賛成である。 2 事業施行に関する意見 片倉町交差点からつどいの森入口交差点までの北野街道の都市計画変更に伴う道路整備に賛成である。 II 反対意見に関するもの なし	I 賛成意見に関するもの 1 都市計画に関する意見 （1）、（2）八王子市片倉町北部地域周辺の良好な交通環境を確保するためには、国道 16 号や現在国が整備を進めている八王子南バイパスと合わせ、東西方向の道路ネットワークを強化する必要がある。また、北野街道は今回新たに都市計画決定する区間においては、第一次緊急輸送道路に指定されているが、一部で歩道の無い幅員約 9 m の道路となっている。こうしたことから、交通の円滑化、歩行者の安全性確保、緊急輸送道路としての機能強化などを考慮した道路網の拡充について検討を進めた結果、当該区域の必要性の高さから八王子 3 ・ 3 ・ 13 号線を延伸し、新たに都市計画道路に位置付けるものである。 2 事業施行に関する意見 本事業における主な整備効果としては、片倉町交差点部に付加車線を設置することによる渋滞緩和、バスベイの設置による交通の円滑化、広幅員の道路空間と無電柱化による災害時の物資輸送路や避難路としての機能強化、歩行者、自転車などの安全な通行空間の確保、街路樹の整備による良好な都市景観の創出等が挙げられる。 II 反対意見に関するもの なし

	Ⅲ その他の意見 87通（167名 4 団体） 1 都市計画に関する意見 （１）公告された都市計画の案をそのままの形で都市計画決定すること。 （２）早期の都市計画決定を望む。 2 事業施行に関する意見 （１）早期の事業認可、供用開始を望む。 （２）供用開始までには各種の手続き等が必要と考えるが、その際、地域住民からの意見を幅広く聴取することを望む。 （３）八王子南バイパスⅠ工区トンネル本体工事及び国道16号片倉拡幅整備事業の関連性を考慮し、１日も早い本事業の着工と供用開始を図ること。 （４）都市計画道路の線形外となった現都道管理用地について、次の４項目を道路詳細設計に反映させ、歩道一体化整備の実現を図ること。 ア 小比企・時田土地区画整理事業で換地処分された都道用地 イ 道路台帳（東京都）に搭載され、南多摩西部建設事務所が管理することになっている都道用地 ウ 奥行きのない狭小な残地 エ 都市計画道路線形に隣接する公有地（行政財産）の歩道一体化整備は、単なる歩道拡幅にとどまらず、バスベイ周辺の整備は、高齢化社会に対応するベンチスペースの確保に加え、まとまりのある空間は「市民の憩いの場」となるコミュニティスペースとしても活用され、より広い道路空間を創出することができる。これらを実現することにより、災害に強い道路の機能が強化され、市民の安心・安全に大きく寄与することになる。	Ⅲ その他の意見 1 都市計画に関する意見 （１）、（２）公告した都市計画の案に対し、関係区市町村の意見を聴き、かつ、都市計画審議会の議を経て、都市計画を決定することとされている。なお、都市計画法第17条第２項の規定により提出された意見書については、要旨を本審議会に提出する。 2 事業施行に関する意見 （１）～（３）都市計画決定後は、事業概要説明会及び測量説明会並びに現況測量及び用地測量を行い、国に事業認可を申請した上で事業に着手する。事業認可後、用地の補償等に関する説明会を行い、用地を相当程度取得した後、工事に着手し、その完成後に供用開始する。なお、説明会では、ご意見やご質問にお答えする時間を設ける等、丁寧な対応に努める。 （４）測量を行った後、関係機関と協議を行い具体的な整備内容について検討していく。
--	--	--